

平成 31 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

平成31年第2回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料 1 赤穂市保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

資料 2 執行機関の付属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 3 赤穂市いじめ問題再調査委員会規則（案）

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 4 赤穂市いじめ問題調査委員会規則（案）

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 5 いじめ重大事態対応フロー

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 6 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

赤穂市保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

| 現 行 要 綱 | 改 正 要 綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-----|---|-------|---|----|-----------------|-----|---|-----|---|--|----|-------|-----|---|-------|---|----|-----------------|-----|---|-----|---|
| <p>第3条 赤穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者の申請に基づき、対象子どもに係る利用者負担額の一部について補助金を交付することにより軽減を行うものとする。</p> <p>なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="558 1142 1005 2016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2子</td> <td>対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 5,000円 (2) 満3歳以上の子ども 3,500円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1085 1142 1292 2016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減の対象としない保護者の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>イ 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 補助基本額 | 第2子 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 5,000円 (2) 満3歳以上の子ども 3,500円 | 第3子以降 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円 | 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 | ア 略 | 略 | イ 略 | 略 | <p>第3条 赤穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者の申請に基づき、対象子どもに係る利用者負担額の一部について補助金を交付することにより軽減を行うものとする。</p> <p>なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="558 201 1005 1097"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2子</td> <td>対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 7,000円 (2) 満3歳以上の子ども 5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1085 201 1292 1097"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減の対象としない保護者の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>イ 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 補助基本額 | 第2子 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円 | 第3子以降 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 7,000円 (2) 満3歳以上の子ども 5,500円 | 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 | ア 略 | 略 | イ 略 | 略 |
| 区分 | 補助基本額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2子 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 5,000円 (2) 満3歳以上の子ども 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3子以降 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 補助基本額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2子 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 6,000円 (2) 満3歳以上の子ども 4,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3子以降 | 対象子ども1人につき、利用者負担額の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満3歳未満の子ども 7,000円 (2) 満3歳以上の子ども 5,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考 ア、イについては市町村民税所得割の算出方法は施行令第4条第1項第2号及び子ども・子育て支援法施行規則第2.0条、第2.2条の2に基づくものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |